

令和元年度保存版<2>

学童クラブ保護者様

令和元 年 8 月 1 3 日

京都市深草児童館
館長 下野 操

台風の接近等に伴う

特別警報発令時の措置について

日頃は、児童館・学童クラブ事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、台風到来のシーズンを迎えております。特別警報が発令された場合の児童館の対応につきまして下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. ▲特別警報が発令された場合

その種類を問わず（大雨、暴風、暴風雪、大雪等）、児童館は、閉館となります。

児童がまだ学校にいる場合… 児童館は閉館になります。

児童が児童館にいる場合 … 児童館は閉館になりますので、お迎えをお願いします。

2. ▲特別警報が解除になった場合

(1) 特別警報が解除された後、引き続き暴風警報が発令されている場合

平成30年7月2日付け「台風接近に伴う措置について」に記載の通り開館します。

暴風警報	小学校	児童館・学童クラブ
7時までに解除	1校時から平常授業	通常どおり
(7時30分現在発令中)		臨時休館
9時までに解除	3校時(10:45)から授業開始	通常どおり
11時までに解除	5校時(13:50)から授業開始	通常どおり
11時現在発令中	臨時休業	臨時休館
11時以降に解除	臨時休業	解除時間以降から開始 (昼食は自宅にてとる)
小学校授業中に発令	臨時休業へ(直ちに集団下校)	臨時休館
登館後(放課後)に発令		臨時休館へ

ウラへ ⇒

(2) 特別警報が解除された後、暴風警報が発令されていない場合

特別警報の解除後、安全確認の後、2時間後をめどに開館します。

ただし、職員が出勤し、受け入れ体制が整っていることが前提となりますので、電話でご確認ください。(深草児童館 642-3413)

○前日夜から引き続いて午前0時現在 特別警報が発令されていた場合

→特別警報及び暴風警報が午前7時までに解除されていても、小学校は終日臨時休業

⇒児童館は「午前8時」または「特別警報解除後2時間後」のいずれかのうち、遅い方を目途に開館します。

○前日夜に発令されていた特別警報が午前0時までに解除された場合

→暴風警報が午前7時までに解除されていても、小学校は5校時からの始業

⇒児童館は通常どおり開館します。